

月報私学

1

2018
Vol.241



国立音楽大学は1926年に始まり、現在では幼稚園から大学院博士課程まで総合的な教育を行っています。「自由、自主、自律」を掲げ、伝統的なクラシック分野、音楽教育分野を核に、コンピュータ音楽、ジャズ、ミュージカルなど、その幅を広げています。一人ひとりの力をしっかりと伸ばす教育で、世界で活躍する人財を輩出しています。
大ホール(右上)やレッスン棟の新1号館(右下)など、充実した設備で学生の学びを支えます。武田学長もレッスンを担当しています。
写真提供：学校法人 国立音楽大学（東京都立川市）

CONTENTS

● 年頭所感	2
● 平成29年度 私学スタッフセミナーの報告	3
● 平成29年度 私立高等学校入学志願動向	4
● 連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」	
「音楽の役割」を問い、その魅力を伝える地域交流	6
● 退職時の手続き ―資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け―	8
● 平成29年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会／	
国民年金第3号被保険者にかかる届出用紙の変更	12
● 貸付けの申し込み時の注意事項／掛金等及び貸付償還金の口座振替をご利用ください／	
障害厚生年金・遺族厚生年金の保険料納付要件	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16



私立学校を支える拠点となる

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年は、九州北部豪雨をはじめ各地で自然災害が発生しました。大きな被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私学事業団は復旧・復興に向け、できる限りの支援に取り組んでまいっている所存でございます。

日本ではいま、「情報化」と「グローバル化」の進展、さらに急激な「少子化」に直面しています。それらを克服すべく、資源に乏しい日本では唯一無二の資源である「人材」の養成を不断に行っていくことが最も重要であります。貴重な人材を育てる教育こそが、我が国の発展を今後も支えていくこととなります。

私立大学を取り巻く昨年の動きとしては、文部科学省の有識者会議である「私立大学等の振興に関する検討会議」が開催されました。

そこでは、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化などの諸課題を鑑みつつ、今後の私立大学の振興の方向性を議論してきました。

平成29年5月の「議論のまとめ」では、私ども私学事業団における私立大学の経営支援体制の充実なども求められています。

このような動きのなか、**助成業務**において、

①補助事業では、「私立大学等改革総合支援事業」において、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大

学間の連携、自治体や産業界などとの連携を進めるための、いわゆる「プラットフォーム形成」を新設しました。

②貸付事業では、29年度から、担保評価を行っていない建物にかかる火災保険請求権への質権設定を廃止し、利便性を向上しました。また、危険施設の耐震改築工事、防災関連の補助金対象となった耐震改修工事及び大学病院の建替事業にかかる国の利子助成は継続しており、金利のご負担が軽減されます。

③経営支援・情報提供事業では、理事長・学長などを対象とした「私学リーダーズセミナー」や若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」を各地で開催しました。本年も継続して開催します。また、26年度に開設した「大学ポートレート（私学版）」は、広く社会に私立大学の特色や魅力を発信し、好評を博しております。

④寄付金事業では、昨年1月に開設した「私立学校寄付金ポータルサイト」で、47都道府県別に学校法人がどのような寄付金募集をしているか分かるよう、情報を提供しています。ぜひ、ご活用ください。

共済業務における、①短期給付事業では、高齢受給者に対する高額療養費の自己負担限度額が昨年8月から変更されました。今年は、診療報酬と介護報酬が6年に一度の同時改定になるとともに、第3期医療費適正化計画がスタートするなど、医療・介護分野にとって重要な年となるため、的確に対応してまいります。

②年金等給付事業では、昨年8月から老齢・退職の年金の受給資格期間が10年に短縮されました。また、

10月には退職等年金給付の基準利率を、これまでの年0・32%から0・00%に変更し、年金現価率も併せて変更しました。

③福祉事業では、共済定期保険の29年度後期募集から、「3大疾病保障コース」に「7大疾病保障特約」「がん・上皮内新生物保障特約」を新たに導入しました。今年は、第2期のデータヘルス計画や第3期特定健診等実施計画を策定し、実施してまいります。

その他、マイナンバー制度への対応については、情報連携の開始に向けて準備を進めてまいります。

孔子は「論語」のなかで、

「学べばすなわち固ならず」「事に敏」と、述べております。

謙虚に学ぶ姿勢を持っている人は、あらゆるものから学び、物事には柔軟かつ敏速に対応しなければならぬ、ということです。

自分の考えに固執するあまり、学ぶことを怠り、周囲の意見に耳を傾け、迅速な対応処置ができないようでは、この、目まぐるしく変化する時代に対応することはできません。

私ども私学事業団も常に学ぶ姿勢を忘れずに、私学と私学にお勤めの皆様のため、役職員一同、業務にまい進してまいります。

本年も、私学事業団の業務に対する皆様の温かいご指導とご支援をお願いいたします。

平成29年度 私学スタッフセミナーの報告

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識や柔軟な思考力を習得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、今年度も「私学スタッフセミナー」を開催しました。

定員の約3倍の応募をいただき、大阪会場、札幌会場合わせて47法人47名にご参加いただきました。

このセミナーの特長は次のとおりです。

- ①4人1組のグループワークが中心
- ②グループ発表がある
- ③同世代の職員と語り合える
- ④基礎的な知識（高等教育行政、学校法人会計、財務分析等）を短期間に習得できる
- ⑤講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状分析、中長期経営計画の作成、論理的に説明する力など、実践力を養うことを目的に実施しました。グループワークでは、提示された情報をもとに、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、

根拠に基づいた中長期経営計画を作成しました。最終日のグループ発表では、理事会で報告することを想定して、作成した中長期経営計画をプレゼンテーションしました。

実際の作業に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が継続的に教育を続けられるような広い視野で経営方針を立てること、他のグループの発表は経営者意識を持ちながら聞くこと等を意識して取り組みました。

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「職員の役割と重要性を再認識できた」、「大学改革に向けてさらに努力していきたい」等の意見をいただきました。以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。



グループ発表（大阪）

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：①【大阪ガーデンパレス】 29年9月13日～15日
②【札幌ガーデンパレス】 29年10月11日～13日

対象：32歳以下かつ入職3年目以降の大学及び短期大学職員
参加：大阪会場は23法人・札幌会場は24法人

○1日目

時間	研修内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
13:50～	講演①「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
14:40～	講演②「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
15:40～	講演③「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員
16:40～	グループワークⅠ
18:00～	懇親会

○2日目

時間	研修内容等
9:10～	講演④「大学職員の役割について」 [大阪] 吉川倫子氏（学校法人芝浦工業大学 学事部長） [札幌] 公江 茂氏（学校法人武庫川学院 事務局長）
11:00～	講演⑤「学校法人を取り巻く状況と私学行政について」 [大阪] 畠山大志氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付専門官・弁護士） [札幌] 奥田泰史氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付参事官補佐）
13:00～	グループワークⅡ・Ⅲ・Ⅳ

○3日目

時間	研修内容等
8:30～	グループ発表
10:55～	総評・振り返りディスカッション等
11:15～	修了証書授与・表彰・閉会（12:30終了）

※講師肩書きは講演時

- ・答申や私学をめぐる議論・制度について注意し、自分なりの考えを持つておくことの大切さを感じた。
- ・一つの計画を複数人で作り上げることの難しさ、また協働して一つの目標に向かう大切さを学べた。
- ・各大学でのさまざまな取り組みについて議論できた。次につながるネットワークを築けたことが一番の成果となった。
- ・全国の私学スタッフにこれだけ情熱を持つ方々がいることを知り、自大学でもさらに情熱を持って大学改革に努めたいと感じた。

・何事も自分で考え行動する。「できない」のではなく、「どうしたらできるのか」を常に考えていきたい。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わってきます。

本事業団では、来年度も引き続き職員の資質向上に貢献していきたいと考えています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7849・7850
Eメール center@shingaku.go.jp

平成29年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センターでは、平成29年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向の速報値を集計しました。

ここでは、28年度と29年度の志願倍率（志願者／入学定員）や入学定員充足率（入学者／入学定員）等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年の入学定員充足状況についてまとめました。

なお、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

私立高等学校の概況（表1）

29年度の集計学校数は1283校で、前年度より6校減少しました。集計された入学定員も41万人弱で、前年度より約2200人減少しています。

また、志願者数が約1万4000人、受験者数が約1万5500人、入学者数は約3700人、それぞれ前年度より減少しました。この結果、入学定員充足率は84・63%で、前年度に比べて0・46ポイント下降しました。

参考までに、29年度の15歳人口（中学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計〈学校基本調査―平成28年度（確定）…文部科学省より〉）は、前年度と比べると約7700人減少し、

約117万人となっています。

男女校種別の動向（表2）

29年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっており、この順序は20年度以降変わっていません。また、歩留率は26年度に男子校と女子校が逆転して、男子校、女子校、共学校の順となりましたが、今年度も

表1 私立高等学校の概況

区 分	28年度	29年度	増 減
集計学校数(校)	1,289	1,283	△6
入学定員(人)	411,310	409,148	△2,162 (△0.5%)
志 願 者(人)	1,169,785	1,155,743	△14,042 (△1.2%)
受 験 者(人)	1,147,604	1,132,131	△15,473 (△1.3%)
合 格 者(人)	1,051,109	1,040,740	△10,369 (△1.0%)
入 学 者(人)	349,975	346,282	△3,693 (△1.1%)
志 願 倍 率	2.84倍	2.82倍	△0.02ポイント
合 格 率	91.59%	91.93%	0.34ポイント
歩 留 率	33.30%	33.27%	△0.03ポイント
入学定員充足率	85.09%	84.63%	△0.46ポイント

※志願倍率（志願者÷入学定員）、合格率（合格者÷受験者）
歩留率（入学者÷合格者）、入学定員充足率（入学者÷入学定員）

表2 男女校種別の動向

男女校種別	年 度	集 計 学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	推薦者数 F	志願倍率 B/A	受験率 C/B	合格率 D/C	歩留率 E/D	推薦 割合 F/E	入学定員 充足率 E/A
男子校	校	人	人	人	人	人	人	人	倍	%	%	%	%	%
	20年度	110	37,938	72,424	70,875	61,389	30,288	10,588	1.91	97.86	86.62	49.34	34.96	79.84
	21年度	112	39,208	74,451	72,749	61,693	30,167	10,451	1.90	97.71	84.80	48.90	34.64	76.94
	22年度	110	38,215	74,642	72,902	61,392	30,898	9,751	1.95	97.67	84.21	50.33	31.56	80.85
	23年度	113	38,582	76,210	73,582	62,635	32,125	11,338	1.98	96.55	85.12	51.29	35.29	83.26
	24年度	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	10,682	1.96	96.07	84.40	50.60	36.62	80.47
	25年度	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	10,742	1.89	97.12	85.14	51.91	36.71	80.99
	26年度	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	9,709	1.89	97.40	84.93	53.64	34.10	84.06
	27年度	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	9,772	1.84	97.27	84.60	54.52	37.17	82.43
	28年度	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	9,394	1.85	97.49	84.40	55.53	36.12	84.70
女子校	29年度	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	8,876	1.83	97.52	85.33	55.93	35.26	85.32
	20年度	295	83,762	120,121	118,556	110,902	54,397	22,274	1.43	98.70	93.54	49.05	40.95	64.94
	21年度	293	81,048	111,230	110,060	103,038	52,981	22,245	1.37	98.95	93.62	51.42	41.99	65.37
	22年度	285	78,135	110,948	109,165	103,577	53,990	22,381	1.42	98.39	94.88	52.13	41.45	69.10
	23年度	283	77,061	104,906	103,744	98,726	52,311	22,349	1.36	98.89	95.16	52.99	42.72	67.88
	24年度	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	21,198	1.38	98.71	94.49	53.35	40.70	68.50
	25年度	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	19,713	1.35	98.88	94.69	53.51	39.24	67.68
	26年度	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	20,810	1.38	98.50	93.66	53.44	41.47	68.24
	27年度	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	21,038	1.31	98.34	96.10	53.03	44.01	65.79
	28年度	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	19,279	1.32	98.32	96.43	52.35	41.15	65.65
共学校	29年度	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	19,037	1.30	96.32	96.22	53.96	41.88	64.87
	20年度	859	296,223	951,669	934,482	847,924	247,659	89,629	3.21	98.19	90.74	29.21	36.19	83.61
	21年度	868	293,853	938,649	918,885	832,277	243,741	85,704	3.19	97.89	90.57	29.29	35.16	82.95
	22年度	869	292,276	965,029	946,282	863,170	253,025	88,699	3.30	98.06	91.22	29.31	35.06	86.57
	23年度	885	294,451	952,961	931,290	857,107	252,175	88,384	3.24	97.73	92.03	29.42	35.05	85.64
	24年度	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	89,325	3.28	97.87	92.14	29.82	34.08	88.34
	25年度	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	89,430	3.31	98.09	92.20	29.64	33.72	88.63
	26年度	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	95,881	3.32	98.15	91.79	29.80	35.54	89.02
	27年度	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	98,845	3.29	98.08	91.90	29.93	36.44	88.78
	28年度	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	100,592	3.29	98.12	91.54	30.29	36.30	89.61
	29年度	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	100,391	3.27	98.13	91.90	30.24	36.42	89.04

そのまゝの順序となっています。
集計学校数を20年度と比較すると、男子校が22校、女子校が33校減少した

のに対し、共学校は74校増加しています。

表3 規模別の動向

1校当たり 入学定員の区分	年度	集計 学校数	入学定員 A	志願者 B	受験者 C	合格者 D	入学者 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員 充足率 E/A
		校	人	人	人	人	人	倍	%	%	%
100人未満	28	59	3,675	5,915	5,828	5,330	2,669	1.61	91.46	50.08	72.63
	29	59	3,760	5,635	5,557	5,029	2,755	1.50	90.50	54.78	73.27
100人以上 200人未満	28	215	32,179	59,938	59,221	55,649	26,871	1.86	93.97	48.29	83.50
	29	212	31,690	58,372	57,391	54,057	26,526	1.84	94.19	49.07	83.70
200人以上 300人未満	28	369	89,338	233,614	229,583	210,917	77,904	2.61	91.87	36.94	87.20
	29	369	89,207	231,027	227,066	208,735	76,456	2.59	91.93	36.63	85.71
300人以上 400人未満	28	273	92,236	271,727	265,771	242,498	82,303	2.95	91.24	33.94	89.23
	29	275	92,868	269,753	264,367	242,286	82,711	2.90	91.65	34.14	89.06
400人以上 500人未満	28	201	87,147	270,498	266,290	241,219	74,151	3.10	90.59	30.74	85.09
	29	196	84,967	262,268	257,831	234,915	72,978	3.09	91.11	31.07	85.89
500人以上 600人未満	28	93	49,927	145,666	142,517	133,856	40,910	2.92	93.92	30.56	81.94
	29	93	49,808	146,821	143,705	135,202	39,763	2.95	94.08	29.41	79.83
600人以上 800人未満	28	65	42,598	131,615	128,510	117,365	34,831	3.09	91.33	29.68	81.77
	29	65	42,638	132,312	129,378	118,520	34,581	3.10	91.61	29.18	81.10
800人以上 1000人未満	28	10	8,590	33,435	33,080	28,210	6,962	3.89	85.28	24.68	81.05
	29	10	8,590	32,256	31,960	27,735	7,236	3.76	86.78	26.09	84.24
1000人以上	28	4	5,620	17,377	16,804	16,065	3,374	3.09	95.60	21.00	60.04
	29	4	5,620	17,299	14,876	14,261	3,276	3.08	95.87	22.97	58.29
合 計	28	1,289	411,310	1,169,785	1,147,604	1,051,109	349,975	2.84	91.59	33.30	85.09
	29	1,283	409,148	1,155,743	1,132,131	1,040,740	346,282	2.82	91.93	33.27	84.63

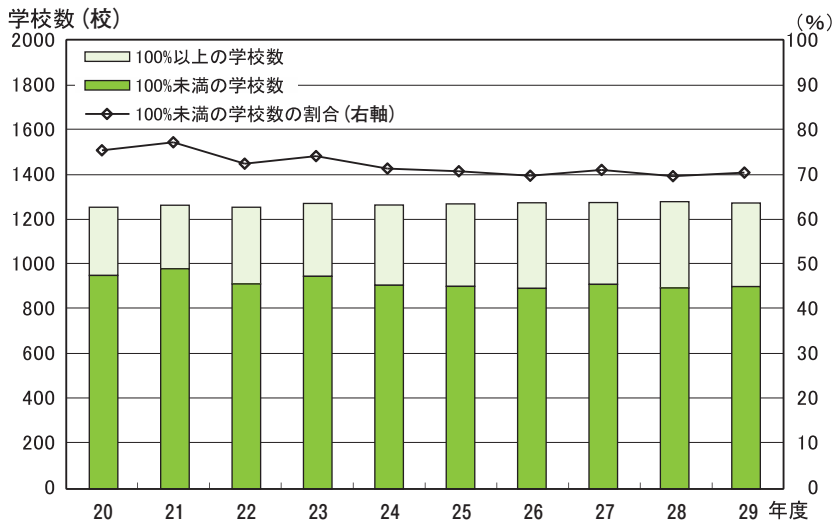
※個々の高等学校の入学定員の人数により区分した。

規模別の動向（表3）

規模別において志願倍率が最も高いのは、1校当たりの入学定員が800人以上1000人未満の学校で、以下、600人以上800人未満、400

人以上500人未満となっています。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の学校で、以下、400人以上500人未満、200人以上300人未満となっています。

図1 最近10年の入学定員充足状況



年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
100%以上の学校数	306	285	344	327	360	370	384	367	387	375
100%未満の学校数	958	988	920	954	914	909	900	918	902	908
(100%未満の割合)	75.8%	77.6%	72.8%	74.5%	71.7%	71.1%	70.1%	71.4%	70.0%	70.8%
合 計	1,264	1,273	1,264	1,281	1,274	1,279	1,284	1,285	1,289	1,283

志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

最近10年の入学定員充足状況（図1）

20年度の入学定員充足率が100%未満の学校は958校で、全体の75.8%の割合でした。29年度は908校で、全体の70.8%の割合となっています。

15歳人口が減少している中でも、ここ数年は入学定員充足率100%未満の学校数の割合に大きな増減はありません。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ④7 「音楽の役割」を問い、その魅力を伝える地域交流
学校法人 国立音楽大学 国立音楽大学 演奏・広報部部长 正木 麻里子

国立音楽大学は東京都立川市にキャンパスを置く音楽の単科大学です。隣接の国立市にある附属各校を含めると、幼稚園から博士課程まで備えた総合音楽教育機関であり、昨年度に創立90周年を迎えました。

本学は「自由、自主、自律の精神を以って良識ある音楽家、教育家を育成し、日本及び世界の文化の発展に寄与する」との基本理念のもと、演奏系専攻の演奏・創作学科と音楽教育、音楽療法、音楽情報、幼児音楽教育を有する音楽文化教育学科の2学科が設置されています。

「くにたち」と地域の関わり

本学は、立川市に存在する唯一の四年制大学・音楽大学として、その特長を活かした社会貢献活動に以前から取り組んできました。

法人が位置する立川市・国立市・武蔵村山市と連携・協力協定を締結し、各種の演奏会などの文化事業に参画、また、近隣自治体の小・中学校では教育委員会との連携のもと音楽鑑賞教室を実施し、児童・生徒たちに「なまの音楽体験」を提供してきました。さらに近隣各市と連携して市民音楽大学講

座を実施し、社会教育活動にも一定の貢献を行っています。

このような一連の活動を全学的に一本化・発信するために、2016年7月に「国立音楽大学コミュニティ・ミュージック・センター(KCMC)」を設立し、「このセンターを中核として学内諸機関との連携のもと、本学が他の複数諸地域とその住民を連環的に結び付けるハブとして、音楽活動による地域文化創生を目指す」との方針（国立音楽大学地域連携に関する方針）より）に基づいてさまざまな取り組みを行っています。

音楽を通じた地域交流

大学主催で数多くの演奏会を行っています。内外の著名指揮者を招いたオーケストラ、吹奏楽、オペラ等本格的な演奏会を、安価な料金で地域の方々に提供しています。その中で特に人気の高いものが、乳児からご入場いただける「国立音楽大学ファミリー・コンサート」です。親しみやすい名曲の数々を、本学の教員、卒業生、在籍学生で結成するオーケストラ「クニタチ・フィルハーモニカー」が奏めます。2011年からは地元の株式会社いな

げやのバックアップをいただき、終了時のホワイエにおける同社キャラクター着ぐるみのデモンストレーション、お子様へのお菓子のサービスを行っています。通常、就学前のお子様を連れたクラシック音楽鑑賞は難しいのですが、この演奏会に限っては家族そろっての鑑賞が可能で、その意味で地域の子育て支援の一端も担っていると言えるでしょう。



ファミリーコンサート終演後、ロビーでキャラクターがお菓子のサービス（写真提供：株式会社いなげや）

近隣自治体の小・中学生のための音楽鑑賞教室の中で行われる楽器紹介コーナーでは、学生自身が工夫を凝らし、その楽器の特性をよく表すフレーズをそれぞれの楽器で演奏します。教育委員会主催の音楽鑑賞教室は立川市、小平市、羽村市での開催（2017年10月時点）ですが、そのほかに一般及び小中高生向けのイベントとして、公益財団法人青梅佐藤財団主催のオーケストラと吹奏楽の演奏会が春と秋、年に2回開催されています。こちら

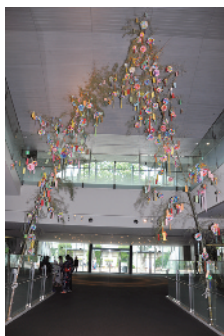
はどなたにも開放された無料公演ですが、毎回整理券がキャンセル待ちになるほどの人気です。

大学主催の演奏会で最も大規模なものは10月の大学院オペラ公演です。舞台制作はプロの手によるもので、キャスト、合唱、オーケストラは本学大学院生、卒業生、学部生が務めます。例年モーツァルト作品が上演され、毎回多くの方々が楽しみに来場されます。数年前にオペラ担当教員及び大学院生、卒業生がカンロ株式会社の商品開発に協力した関係で、毎回公演時には同社よりご提供いただいた「ボイスケアのど飴」をご来場者にお配りしています。本学とカンロ株式会社による産学連携の事例と言えるでしょう。



大学院オペラ2017
モーツァルト「フィガロの結婚」

またこれら大掛かりな演奏会とは別に、地域の各方面からの演奏依頼にお答えし、学生や卒業生を派遣しています。病院や福祉施設のロビーコンサート、幼稚園・保育園でのクリスマスコ

新1号館ロビーに
立てられた笹飾り

本学ならではの活動としては、演奏主体のもの以外にも多くの取り組みがなされています。全学的には文化の日（11月3日）前後に3日間開催される芸術祭で、数多くの演奏会に加えて各種展示や模擬店などさまざまな企画が開催され、毎年大勢の方々でにぎわいます。

大学のほか地域貢献活動

このようにさまざまな機会でも多くのお客様の前にして演奏することは、日頃の研さんの成果を大きく花開かせるチャンスとなります。これらの活動は、音楽の力をもつての地域貢献であると同時に、学生の大きな成長の機会となっています。

コンサート、時には商業施設や街角での演奏もあります。ほとんどの場合演奏だけではなく、曲の紹介や演奏者の自己紹介など、自分達を「言葉で」表現することも求められます。学生達はそれぞれに、聴いている方にいかに楽しんでいただけるか、自分なりに工夫を凝らし、自らをプロデュースします。主催者の方から感謝の言葉も数多くいただいています。



11月末に行われるツリーの点灯式

そのほかには7月の七夕祭と12月のMUSICスペースが恒例となっています。

七夕祭は毎年幼児音楽教育専攻の学生が主体となって開催しています。大学近隣の子どもたちを招待し、交流を深めることを目的とした行事で、音楽遊び、大型ダンボール遊具、おもちゃの製作、盆踊り、演奏などを用意して、子どもたちが楽しくなるような企画がもりだくさんです。

MUSICスペースはクリスマススイベントで、地域においてもクリスマスマスの行事として定着しています。音楽教育や幼児音楽教育、音楽療法を専門に学ぶ学生が主体で行っています。音楽を通して人とつながることをコンセプトにしており、大人から子どもまで、幅広く楽しめる内容です。ピアノアンサンブルや合唱、合奏、リトミック、ミュージカル、音楽遊び、美術作品の展示など、本学学生の団体が数多く出

演しています。本番当日に先立って、11月下旬には学内新1号館の1階ロビーに設置されたツリーへの点灯式も行われます。ハンドベル演奏が奏でられ、学内の学生・教職員も温かな気分を味わえる瞬間です。

学内での活動のほかに、近隣小・中学校から、それぞれコンクールや発表会に備えて依頼される合唱、吹奏楽の指導ボランティアにもお応えしています。自分より少し年少の方々への指導を通じて本人の演奏能力、指導能力、コミュニケーション能力、リーダーシップが磨かれていきます。また立川市との連携による打楽器のワークショップ（児童向け）、ガムラン講座なども開催されています。

附属各校での取り組み

附属各校においても、在地の国立市を中心にさまざまな取り組みを行っています。国立市のメインストリートである、大学通りのイルミネーション点灯式でのファンファールと合唱の演奏をはじめとして、地元の商店会、病院、駅前広場などでの野外コンサート、チャリティコンサートに積極的に参加しています。3月には未就学児も入場できる地域謝恩コンサートを校内ホールにて開催しています。また連携している国立市との共催、協働でグローバルカフェ「日本と世界の音楽」、招待演奏会などの催しを行うほか、子育て

支援事業・地域連携事業の一環として、園庭・校舎の地域への開放も積極的に行っています。

このようにさまざまな取り組みを通じて、幼稚園から高校までの附属各校の園児・児童・生徒は地域の方々に見守られながら、それぞれの未来を育んでいます。

サクソアンサンブルによる
「トレインメドレー」

国立音楽大学は、社会に対して音楽の役割を問いかけ、その力を信じて地域との多彩な交流を続けています。現代社会における音楽の真の魅力を発信し、その存在意義を広く社会に知らしめていく、そのためのさまざまな活動に、教職員と学生が一体になって取り組んでいます。やがて迎える創立100周年を目指し、本学は今日も歩みが続けます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

正木 麻里子（まさき まりこ）

演奏課長、演奏・企画広報部次長、学長事務部長を経て29年より現職

退職時の手続き

資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け

加入者が退職する際には、さまざまな手続きが必要です。保健事業には早めに手続きが必要となるものもありますので、注意してください。

また、本誌に同封した「退職者向けリーフレット」も併せて活用してください。リーフレットは私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」にも掲載しています。

資格関係

業務部 資格課

資格喪失報告書の提出

教職員が退職したときは「資格喪失報告書」を退職日から10日以内に提出してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加入者としての資格がなくなり、加入者証や加入者被扶養者証は使用できなくなります。資格喪失報告書に加入者証や加入者被扶養者証を添付して返納してください。

また、私学事業団から高齢受給者証や限度額適用認定証等が交付されているときは、これらの証も併せて返納してください。

なお、年金等給付の加入者期間は資格喪失日の属する月の前月までとなり

ます。月末に退職したときは退職月まで、月途中で退職したときは、退職月の前月までが加入者期間になります。

【75歳以上の教職員等が退職したとき】

75歳以上の加入者が退職したときも「資格喪失報告書」の提出が必要です。

後期高齢者医療制度が適用されている加入者は、年金等給付・短期給付ともに私学共済制度の適用から外れ、掛金等の対象ではないこともあり、資格喪失の報告漏れが見受けられます。忘れずに提出してください。

年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者には、資格喪失の確認通知書とともに「年金等給付加入者記録票」を学校法人等宛てに送付します。退職した加入者に必ず渡してください。

「年金等給付加入者記録票」には、将来年金を請求するときに必要な加入者番号や加入期間が記載されています。

任意継続加入の申し出

【加入の要件】

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人

ただし、過去の任意継続加入者であった期間は通算できません。

【利用できる給付等】

任意継続加入者とその被扶養者は、次の給付や事業を利用できます。

・保険診療などの短期給付

ただし、傷病手当金などの休業給付は任意継続加入者として受けることはできません。資格喪失後の給付として傷病手当金や出産手当金を受けることはできません（後段の短期給付関係の項を参照）。

・貸付けや貯金等を除いた福祉事業
※年金等給付は継続加入できませんので、60歳未満の人は、国民年金等への加入手続きをしてください。

【任意継続加入になれる期間】

任意継続加入者になれるのは、最長で2年間です。

ただし、加入者が後期高齢者医療制度に該当したときは資格喪失となります。このため、2年経過前に75歳を迎える人の加入者証等は、75歳の誕生日の前日までの有効期限になります。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額（38万円・平成29年度と同額）のうち、いずれか低い額を基に算出されます。

【任意継続加入の手続き】

退職者が要件に該当し、任意継続を希望する場合は「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を退職日から20日以内に提出してください。後日、加入者の住所宛てに「任意継続加入者証

（任意継続加入者被扶養者証）」と「任意継続掛金納付通知書」、「任意継続加入者のしおり」、「口座振替依頼書（希望した人のみ）」等を送付します。

納付通知書を受け取ったら直ちに掛金を納付してください。納付期限までの納付が確認できないと、任意継続加入者の資格を喪失又は資格取得が取り消しになりますので注意してください。

口座振替を選択した場合、「口座振替依頼書（3枚組）」に必要事項を記入し、金融機関の確認印（ゆうちょ銀行は確認印不要です）を受けてから、提出してください。

口座振替が開始となる月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してありますので、それまでは、あらかじめ任意継続加入者に送付した納付通知書により納付してください。

短期給付関係

業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）に本人として加入したときは受けることができません。

出産費

退職の日まで引き続き1年以上加入

者であった人が資格喪失後6か月以内に
 に出産したときは、次の①又は②の
 おり資格喪失後の出産費を受けること
 ができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入し
 たときは、私学共済制度の資格喪失
 後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になったとき
 は、家族出産費（又は家族出産育児
 一時金）を受けるか、私学共済制度
 の資格喪失後の出産費を受けるか、
 どちらか一方を選択することになり
 ます（両方は受けられません）。

※「直接支払制度」を利用するときは、
 「私学事業団から資格喪失後の出産
 費を受ける資格がある旨」の証明書
 を医療機関等に提出する必要がある
 ため、「資格喪失後出産費の受給資
 格証明書発行依頼書」で証明書の発
 行を依頼してください。

※「受取代理制度」を利用するときは、
 出産予定日の2か月前以降に「出産
 費等申請書（受取代理用）」で申請
 してください。

※「資格喪失後出産費の受給資格証明
 書発行依頼書」「出産費等申請書（受
 取代理用）」については私学共済ホー
 ムページ（様式用紙等のダウンロード）
 からダウンロードできます。

出産祝品

福祉部保健課

私学共済制度の資格喪失後の出産費
 を受け、引き続き養育する場合は、出

産祝品が贈呈されます（請求手続きは
 不要です）。

出産手当金

退職の日まで引き続き1年以上加入
 者であった人が、退職時に出産手当金
 を受けていたときは、出産日後56日ま
 での期間について出産手当金を受ける
 ことができます。

また、退職日までは給付額以上の報
 酬が支払われていたため出産手当金を
 受けていなかった人も、出産日後56日
 までの期間について受けることができ
 ます。

ただし、在職中は休業せず、退職の
 日まで勤務していた場合は、受けるこ
 とができません。

傷病手当金

退職の日まで引き続き1年以上加入
 者であった人が、退職後も労働能力が
 なく療養している状態が継続している
 場合は、受給期間満了日（支給開始か
 ら1年6か月）を限度として傷病手当
 金を受けることができます。

①退職時に傷病手当金を受けていたと
 きは、継続して受けることができま
 す。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を
 満たしながら、給付額以上の報
 酬が支払われていたため傷病手当金
 を受けていなかった人も対象となり
 ます。

なお、雇用保険の基本手当を受ける
 ため求職の申し込みをしたときは、傷
 病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）
 及び老齢・退職を事由とする年金を受
 けている場合には、傷病手当金を受け
 ることができません。ただし、支給さ
 れる年金の日額が傷病手当金の日額を
 下回るときは、その差額を傷病手当金
 として受けることができます。

埋葬料

加入者が退職後3か月以内に死亡し
 たときは、埋葬料を受けることができ
 ます。

年金等給付関係 年金部 年金第一課

老齢・退職の年金の決定を 受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金を受給するには、
 必要な受給資格期間を満たしているこ
 とが前提ですが、年齢に応じて、次の
 ような要件があります。

※年金を受給するために必要な受給資格
 期間は、平成29年8月に原則25年か
 ら10年に短縮されました。

【65歳未満の老齢・退職の年金】

特別支給の老齢厚生年金（退職共済
 年金）の支給開始年齢は、昭和28年4
 月1日以前に生まれた人は60歳、昭和
 28年4月2日から昭和30年4月1日ま

でに生まれた人は61歳、昭和30年4月
 2日から昭和32年4月1日までに生ま
 れた人は62歳です。

被用者年金制度一元化前（平成27年
 9月以前）は、私学共済の加入者期間
 が1年以上あることが必要でしたが、
 一元化後は私学共済と厚生年金保険、
 公務員共済組合の加入期間の合計が1
 年以上あれば、受給権が発生すること
 となりました。

【65歳からの老齢・退職の年金】

私学共済の加入者期間が1か月以上
 で受給権が発生します（一元化前は在
 職中の人は私学共済の加入者期間が1
 年以上あることが要件でした）。

●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達、又は
 支給開始年齢到達後に加入者期間が1
 年以上になった人については、学校法
 人等宛てに請求手続きの案内を送付し
 ています。未請求の場合は、速やかに
 手続きをしてください。

年金の受給権が発生し、請求をしな
 いまま5年を経過すると、時効により
 年金の受給権が消滅しますので、注意
 してください。

なお、昭和30年2月2日以後生まれ
 の人で、支給開始年齢到達により年金
 の受給権が発生する場合は、支給開始
 年齢が同時期の実施機関の中で最後に
 加入した実施機関から、受給権発生の
 3か月前に請求手続きに関する案内が
 送付されます。ただし、海外に居住し

ている人については、請求案内ができませんので、請求時期になりましたら、本人から本事業団に連絡してください。

【退職年金（新3階年金）】

退職の時点では、次の①～③のすべての受給要件に該当していない人でも、将来、有期退職年金を選択一時金で受給する場合に備えて、学校法人等から退職金（退職手当）の源泉徴収票が発行される場合は、保管するよう指導してください。

また、海外に居住している人については、請求案内ができませんので、要件に該当しましたら本人から本事業団に連絡してください。

●受給要件 ①引き続き1年以上の加入者期間がある ②65歳以上である ③退職している（70歳みなし退職を含みます）

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

平成27年9月以前に受給権が発生した退職共済年金受給権者の場合は、10月以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です（支給繰下げをしている人も含みます）。資格喪失を確認後、請求書を本人宛てに送付します。

なお、10月以降に受給権が発生した老齢厚生年金受給権者の場合は、手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行い、通知します。

【支給繰下げをしている人】

65歳以降の年金について支給繰下げを希望している場合は、退職しても年金の支給は開始されません。被用者年金制度一元化後は、退職の時点によって、繰下げ請求できなくなったり、繰下げ請求する時点が限られてくる場合があります。

本事業団から支給繰下げにかかる関係書類を送付しますので、受給開始の時期を確認のうえ、手続きを行ってください。詳細については、本人から本事業団にお問い合わせください。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金を支給繰下げ希望している人は除きます。本事業団から請求書等は送付しませんので、繰下げ請求は、ご自身が受給開始を希望する前月に手続きしてください。

【65歳未満でハローワークに求職の申し込みをした人】

求職の申し込みをしたときは、届出書が必要な場合がありますので、本事業団に連絡してください。

【退職年金（新3階年金）の請求が必要の人】

引き続き1年以上の私学共済の加入者期間がある人が、65歳以降に退職（70歳みなし退職を含みます）した場合や、退職後に65歳になった場合は、「退職年金決定・改定請求書」を本人宛てに送付します。

【70歳の「みなし退職」後、実際に退

職した人】

資格喪失を確認後、自動的に在職中の停止を解除し、本人宛てに通知します。

国民年金への届け出

退職後、自営業又は無職となる60歳未満の加入者や被扶養配偶者は、市区町村の国民年金担当の窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

保健事業関係 福祉部 保健課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月^注25日（必着）までに、学校法人等を通して「積立貯金解約請求書」を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息はつきませので、必ず解約の手続きをしてください。預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年です。

注 締め切り日が土・日・休日の場合は、その直前の平日に順次繰り上がります。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月^注25日（必着）までに、学校法人等を通して「積立共済年金脱退申出書」、「積立共済年金給付金請求書」及び「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合、年金で年

額20万円を超える場合に提出が必要です）を提出してください。

※夫婦終身年金を選択した場合には、戸籍謄本が必要となります。

注 締め切り日が土・日・休日の場合は、その直前の平日に順次繰り上がります。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

●給付コースの選択

年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職したときには、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

ただし、年金受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

また、年金コースを選択する場合は、10年を限度として年単位で受給権の取得を繰り延べることもできます。

【5月から年金で受け取る時】

①2月23日（金）までに脱退申出書、給付金請求書、個人番号申告書類を提出

（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は1月25日が申し出の締め切りです）

②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

【脱退一時金で受け取る時】

- ①2月23日(金)までに脱退申出書、給付金請求書、個人番号申告書類を提出
 - ②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立金残高を加入者の口座へ送金
- なお、終身保険コースは、昨今の金利環境の変化等により、払い込む一時払保険料が死亡(高度障害)保険金額を上回ることとなったため、新規の取り扱いを停止しています。このため、終身保険コースを選択いただくことができませんので、ご了承ください。

共済定期保険の脱退

3月末日までに退職し、4月から9月まで(保険料納付済期間)の保障を希望しないときは、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を通して提出してください。納付済み前期分の保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかったときは、資格喪失後も9月までの期間に限り保障の対象とし、保険料は返金しません。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

家族年金コース及び医療保障コースについては、6月下旬頃に配当金の送金が生じる場合があります。配当金の還付は登録の個人口座に行いますので、口座解約、口座番号や口座名義等の変更がある場合は「共済定期保険事

業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月10日(火)までに提出してください。

また、2年以上加入している人は、引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(716)267

(平日午前9時～午後5時15分)

●給付請求の時刻

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時刻は3年です。

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

退職するときの詳しい手続きは、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(844)022

(平日午前9時～午後5時15分)

貸付け関係 福祉部 貸付課

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりませんので、**学校法人等を通して払い込んでください**。なお、あらかじめ在職中に全額を任意償還することもできます。

資格喪失の確認後に即時償還をする場合

学校法人等が提出した「資格喪失報

告書」を本事業団が確認すると自動的に即時償還の通知を行います。

①最終定期償還

通常は資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

②償還期限(払込期限)

償還通知書の交付日から60日後が償還期限となります。

③即時償還の額

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、3枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

●資格喪失時の事前受付と即時償還

年度末に実施している事前受付で資格喪失の手続きをした場合、4月の定期償還の決定処理前に、即時償還の処理をします(事前受付については、本誌2月号に掲載予定です)。

①最終定期償還

3月の定期償還が最終となります。

②償還期限(払込期限)

6月1日となります。

③即時償還の額

3月定期償還の元金残と払込日までの経過利息の合計です。

原則2枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込に応じた払込取扱票を使用してください。

なお、即時償還の場合は、最終償還期限を過ぎると、一日当たり0.03%の延滞金が課せられますので、注意してください。

在職中に任意償還をする場合

毎月15日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、任意償還の通知を行います。

①最終定期償還

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

②償還期限(払込期限)

最終定期償還の償還期限と同日です。
[例]貸付日2日の借受人が、3月15日までに任意償還の申し出をした場合、4月1日が償還期限となります。

③任意償還の額

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限(払込期限)を過ぎても払い込んだ場合、後日、学校法人等を通して不足利息を請求します。

※即時償還額又は任意償還額を事前に確認したい場合は、**私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」福祉事業関係▼貸付け償還額の試算**で試算ができますのでご利用ください。

平成29年度 第2回
私学共済事務担当者連絡会

2月6日(火)～2月28日(水)

広報相談センター相談班

私学共済事務担当者連絡会は、各学校法人等の事務担当者の皆様に最新の情報をお知らせすることを目的としていますので、ぜひ出席してください。また、日頃の業務に関する質問等にもお答えします。

●開催日及び会場等

12月分掛金等納付通知書(1月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」をご覧ください。

●開催時間

午後1時30分～4時

●開催内容

- 1 平成30年度の掛金等の率
 - 2 マイナンバー制度における情報連携の開始時期
 - 3 「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」の送付
 - 4 各業務からのお知らせ
- (1) 資格関係
国民年金第3号被保険者にかかる届出用紙の変更等
- (2) 短期給付関係
高額療養費制度等の見直し等
- (3) 年金関係
退職時の年金の手続き等

(4) 保健関係

平成28年度特定健康診査・特定保健指導実績報告及び29年度実施のお願い等

(5) 貸付関係

資格喪失時の貸付金償還方法等

(6) 広報関係

広報刊行物等の配付と活用のお願い等

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校番号を確認のうえ出席してください。

●その他

事前に申し込む必要はありません。当日会場に直接お越しください。

国民年金第3号被保険者にかかる届出用紙の変更

業務部 資格課

国民年金法施行規則の改正により、国民年金第3号被保険者にかかる届出用紙へのマイナンバー記入が必要となることから、届出用紙を変更します。主な変更点及び変更に伴う用紙の取扱いは、次のとおりです。

1 届出用紙には原則マイナンバーの記入が必要です。ただし、海外居住等でマイナンバーをお持ちでない場合は基礎年金番号を記入してください。

2 現在3種類ある用紙は、下表のとおり2種類に集約され、用紙名も変更となります。また、複写式から1枚用紙(単票)になり、私学共済ホームページ(様式用紙のダウンロード)からダウンロードすることができま

3 新用紙の使用開始日は、平成30年4月1日を予定しています(3月1日に開始する事前受付の対象となる被扶養者認定申請分から使用してください)。

私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)への掲載は、2月初旬を予定しています。

用紙名新旧対照表

旧用紙名	新用紙名
国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届	国民年金第3号被保険者関係届
国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡・氏名・生年月日・性別変更(訂正)届	
国民年金被保険者住所変更届	国民年金第3号被保険者住所変更届

4 旧用紙は30年9月30日まで使用可能です。10月1日以降は使用できませんので、注意してください(旧用紙で提出された場合は返送し、新用紙への差し替えを依頼します)。

記入方法等の詳細は、後日学校法人等へ送付する通知文にてご案内します。

通知文には新用紙を同封する予定です。

貸付けの申し込み時の注意事項

福祉部 貸付課

●申し込み資格要件

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者が申し込みことができます（住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者）。

資格要件等を満たしていれば、貸付金の送金日から退職までの償還回数（期間）が短くても貸付申し込みができます。

※加入者期間が引き続きとは、資格取得日の属する月から貸付けの申し込み日の属する月まで、加入者としての資格に1日の空白もない状態を指します。

【平成29年4月1日資格取得者の場合】

平成29年4月1日資格取得者の貸付け申し込みは、30年4月2日送金分（30年3月15日（木）私学事業団必着）から、貸付申込書（住宅貸付は5年経過後になります）を受け付けます。

●貸付けの償還

貸付金は、資格喪失時（住宅貸付の場合、退職手当が支給された時）に即時償還となります（本誌11頁参照）。

●申込書類作成に際しての注意事項

①貸付申込書類への記入は、学校法人

等の証明欄を除き、必ず申込人である加入者本人が自筆で記入してください。パソコンなどの印字等による記載は認められません。

②消せるボールペンは、温度によって無色になったり、消した筆跡が戻ったりするため使用できません。

③訂正する場合は、修正液・修正テープ等による訂正は行わず、訂正箇所を線で抹消した後、加入者申込印と同じ印鑑を押印してください。

④押印する印鑑は、すべて同一の印鑑を使用してください。ネーム印（スタンプ印）は使用できません。

⑤毎月16日から月末までに申し込んだ場合で、翌月22日送金を希望する人は、「貸付申込書」の貸付送金日欄の「22日」を必ず○印で囲んでください。○印がないと、月末までに到着していても翌々月の2日送金となります。

⑥教育貸付を申し込む際は、「貸付申込書」の申込事由欄に学費等の対象年度を含め具体的に記入してください。

〔例〕子の修学資金（入学金・平成30年度前期分学費・家賃）

掛金等及び貸付償還金の口座振替をご利用ください

業務部 掛金課・福祉部 貸付課

毎月の掛金等の納付及び貸付の定期償還は、安全確実で便利な預金口座振替（自動引き落とし）をご利用ください。預金口座振替を利用することにより、納付手続きの煩わしさや納付忘れの心配がなくなり、学校法人等の事務負担が軽減されます。

手続き用紙の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、私学共済ホームページからダウンロードができますので、私学事業団又は各共済業務課にお申し出ください。

障害厚生年金・遺族厚生年金の保険料納付要件

年金部

障害厚生年金・遺族厚生年金の受給資格について被用者年金制度一元化法の施行により、共済年金にはなかった保険料納付要件が加わりました。

障害厚生年金・遺族厚生年金の請求をする際に、保険料納付要件を満たしていない場合は、年金の受給権が発生しませんので留意してください。

●障害厚生年金の保険料納付要件

初診日の前日において、初診日の属

する月の前々月までのすべての国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

ただし、初診日が平成38年4月1日前にある場合は、初診日の前日において、その初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない場合も納付要件を満たしていることとなります。

なお、経過職域加算額（障害共済年金）についても、障害厚生年金と同期をとるために同様の保険料納付要件があります。

●遺族厚生年金の保険料納付要件

在職中に死亡した場合など、短期要件の遺族厚生年金を受給する場合については、保険料納付要件があります。

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までのすべての国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが必要です。

ただし、死亡日が平成38年4月1日前にある場合は、死亡日の前日において、その死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がない場合も納付要件を満たしていることとなります。

なお、経過職域加算額（遺族共済年金）についても、遺族厚生年金と同期をとるために同様の保険料納付要件があります。



共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類を送付します

1 住宅貸付の借受者

平成29年に住宅貸付を借り受けた人や、29年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届（様式第8号）」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※28年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、29年10月16日に学校法人等宛てに発送しました。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。

【福祉部 貸付課】

2 任意継続加入者

平成29年分任意継続掛金の納付が29年10月19日までに確認された人には、「平成29年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に発送しました。それ以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。

【業務部 掛金課】

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」を年金者向広報「共済だより」第60号に同封して1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成29年中に年金の支払いがなかった人には送付しません。

【年金部 年金第二課】

退職者向けリーフレットを送付します

退職の際の私学共済制度や他の社会保険制度に関するさまざまな手続きをまとめたリーフレット（平成30年1月発行）を本誌に同封して発送しますので、退職を予定している加入者への説明等にご活用ください。

【広報相談センター 広報班】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度（任意加入）です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひ加入してください。

【福祉部 貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」を送付します

平成29年7月～12月までに学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

1 月の共済業務スケジュール

4日(木)	掛金等 11月分納期限 貸付 送金
6日(土)	貸付 12月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り
29日(月)	掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(水)	掛金等 12月分納期限 貸付 2月22日送金申し込み締め切り

2 月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 1月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

委員就退任のお知らせ

◆共済審査会

平成29年10月17日付

退任 大里 裕行

平成29年11月16日付

新任 角田 憲良

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ (<http://www.shigaku.go.jp/>)」、「私学振興事業本部(助成業務)ページ」、「学校法人向け情報システム(学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等)」及び「大学ポートレート(私学版)」は、**2月9日(金)午後5時45分から2月13日(火)午前9時まで**休止します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、本事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済事業(共済業務)ページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

平成29年度版『今日の私学財政(大学・短期大学編)』を送付しました

平成29年度学校法人基礎調査にご協力いただいた大学・短期大学を設置する学校法人に、平成29年度版『今日の私学財政(大学・短期大学編)』を12月にお送りしました。

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機設置のお願い

私学事業団では、「若手・女性研究者奨励金」への寄付金募集に取り組んでいます。

「若手・女性研究者奨励金」とは、若手研究者や女性研究者が自ら取り組む研究について、研究機会の創設を図るための研究奨励金であり、我が国の未来を担う多様

な人材を育成する観点から、これまでの研究実績等に関わらず、特色あるチャレンジングな研究を重点的に支援する計画としています。

本奨励金は、このような性格から財源を原則として寄付金で賄う計画としており、本事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける皆様からのご寄付をお願いしておりますが、寄付金募集の一環として、売り上げの一部が若手・女性研究者奨励金への寄付となる「**若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機**」の設置につきましても皆様のご協力をお願いしております。

私立大学等が取り組む多様で特色ある教育研究の発展に資するため、「若手・女性研究者奨励金」に対する皆様からのご支援をどうぞよろしくお願いします。

※本奨励金及び寄付金付き自動販売機の詳細は、本事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶寄付金▶若手・女性研究者奨励金〕に掲載していますので、ぜひご参照ください。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316~7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

箱根 たいがく 岳荘

〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台312 ☎0460(82)2094
 (箱根登山電車「箱根湯本」駅又はJR「小田原」駅から伊豆箱根バス・箱根登山バスで「大平台」下車、徒歩2分。又は箱根登山電車「大平台」駅下車、徒歩5分)

寒い時期は源泉かけ流しの温泉で、のんびりと過ごしませんか



夕食 (イメージ)

味彩プラン

1泊2食 (2名1室 / 1名様) 11,800円

取扱期間: 通年 (年末年始・繁忙期を除きます)
 季節の和食会席をお楽しみいただくプランです。
 ※1名1室でご利用の場合は、1,000円の割増となります。



源泉かけ流しの温泉

金沢 けんろく 六荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR「金沢」駅から北鉄バスで「南町・尾山神社」下車、徒歩3分)

冬のかなざわを楽しむなら・・・



加賀料理 (イメージ)

加賀料理堪能プラン

1泊2食 (2名1室 / 1名様) ツイン11,800円～

取扱期間: 平成30年3月31日まで (年末年始を除きます)
 「食彩 雪づくり」で旬の食材を使用した加賀料理をご賞味
 いただけるプランです。
 ※シングル1名1室でご利用の場合は、1,000円の割増と
 なります。



玉泉院丸庭園

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

校舎・園舎などの耐震化（耐震改築・耐震改修）に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

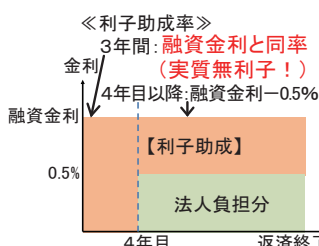
■ 主な事業と融資金利（平成30年1月1日現在）

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

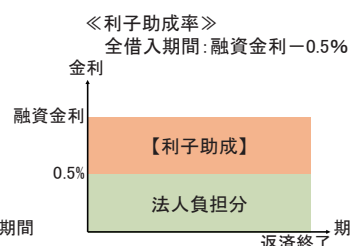
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

パターン①



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

パターン②



耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp